

## 医療法人社団 瑞鳳会

# 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション 訪問リハビリテーション 松岡整形外科・内科リハビリテーション 運営規程

### 第1条 (事業の目的)

医療法人社団 瑞鳳会（以下「事業者」という。）が開設する訪問リハビリテーション 松岡整形外科・内科リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）の提供を確保することを目的とする。

### 第2条 (運営の方針)

指定訪問リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防訪問リハビリテーションにおいては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- 8 前7項のほか、「指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」、「指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### 第3条 (事業の運営)

指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### 第4条 (反社会勢力の排除)

- 1 事業者は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び岐阜市暴力団等の排除に関する条例（岐阜市条例第13号）に規定される暴力団等を、その運営に関与させないものとする。
- 2 事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を持つものは従事させないものとする。

## 第5条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 訪問リハビリテーション 松岡整形外科・内科リハビリテーション
- 2 所 在 地 岐阜県岐阜市東金宝町二丁目 12-6

## 第6条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管 理 者 1人  
管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
- 2 医 師 1人以上  
医師は、医学的判断に基づき訪問リハビリテーション計画の作成に必要な情報提供及びリハビリテーションについての指示、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行うものとする。
- 3 理学療法士等 1人以上  
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。

## 第7条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営 業 時 間 9時00分から18時00分までとする。
- 3 連 絡 体 制 上記営業日、営業時間の他にも、電話等により連絡が可能な体制とする。

## 第8条（事業の内容）

指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションは、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付するとともに、当該計画に基づく適切なリハビリテーションを提供する。

## 第9条（地域との連携）

事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めるものとする。

## 第10条（指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容）

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- 1) 健康管理
  - 2) 機能回復訓練
  - 3) 日常生活動作の訓練及び支援
  - 4) 認知・精神機能や高次脳機能に対する訓練
  - 5) 介護相談（家族支援、福祉用具の導入、住宅改修アドバイスなどを含む）
  - 6) その他医師の指示によるリハビリテーション
- 2 事業所は、事業所の医師の診療に基づき、利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載した訪問リハビリテーション計画書（介護予防

訪問リハビリテーション計画書)を作成するとともに、訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。また、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により情報を把握するものとする。

- 3 理学療法士等は、訪問日、提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

## 第 11 条 (指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料等)

指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。  
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。  
実施地域を越えた地点から片道 1 キロメートルあたり 50 円を徴収する。
- 4 前 3 項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

## 第 12 条 (通常の送迎の実施地域)

通常の送迎の実施地域は、岐阜市の区域とする。

## 第 13 条 (非常災害対策)

事業所は、非常災害に備え、災害対策に関する具体的な計画を立て、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携のための体制を整備し、定期的に、これらを従業者に周知するとともに、避難、救助等の訓練を行う。

## 第 14 条 (緊急時等における対応方法)

理学療法士等は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

## 第 15 条 (事故発生の防止及び発生時の対応)

事業所は、事故の発生及び再発を防止するため、従業者に対し、次に掲げる措置を講じる。

- 1) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- 2) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録する。

- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

## 第 16 条 （業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第 17 条 （衛生管理・感染症蔓延防止及び従業者等の健康管理）

事業所は、利用者の使用する食器、設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、並びに衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
  - ① 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - ② 当該事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。
  - ③ 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 3 従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

## 第 18 条 （秘密保持・個人情報の保護等）

事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該利用者の同意を得る。

## 第 19 条 （苦情処理）

事業所は、その提供した指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。
- 4 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。

## 第 22 条 （ハラスメント対策に関する事項）

事業所は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションにおける適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

## 第 24 条 （虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - 3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション提供中に、当該施設の従事者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 第25条 (身体拘束の廃止に関する事項)

事業所は、指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - 1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - 2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - 3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

## 第26条 (記録の整備)

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その提供日・内容、当該指定指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションについて、利用者に代わって支払を受ける保険給付の額、その他必要な記録を記載する。

- 2 当該事業者は、次の記録を理学療法士等に担当させ、利用完結の日から5年間保存しなければならない。
  - 1) 訪問リハビリテーション計画・訪問リハビリテーション報告書に関する記録。
  - 2) 提供した具体的なサービス内容の記録。
  - 3) 緊急やむを得ない場合の身体拘束の一連の記録。
  - 4) 利用者が指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたときの記録、及び利用者が不正の行為によって保険給付を受けようとしたときの記録。
  - 5) 利用者及び、その家族もしくは代理人からの苦情内容の記録。
  - 6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録。

## 第27条 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するものとする。

## 第28条 (勤務体制の確保等)

事業所は利用者に対し、適切な指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておく。

- 2 事業所の従業者によって指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 事業所は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保する。
  - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
  - ② 継続研修 年2回以上

## 第 29 条 （その他施設の運営についての留意事項）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。